

## 安全保障理事会決議 1327 (2000)

2000年11月13日、安全保障理事会第4220回会合にて採択

安全保障理事会は、

ミレニアム・サミットの過程における国家元首および政府の長レベルでの安保理会合で採択された、2000年9月7日の安保理決議1318(2000)を想起し、

国際連合平和維持活動を強化する安保理の決意を再確認し、

平和維持活動は、国際連合憲章の目的および原則を厳格に守るべきことを強調し、

国際連合平和活動に関するパネルの報告書(S/2000/809)を歓迎し、その履行に関する事務総長報告書(S/2000/1081)を歓迎し、

責任の分野を扱っている国際連合平和活動に関するパネル報告書の勧告を審議し、

1. 本決議の添付書類に含まれている決定と勧告を採択することに同意する。
2. 添付書類に含まれている条項の履行を定期的に再検討することを決定する。
3. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。

### 添付書類

安全保障理事会は、

#### I

平和維持活動に、明解な、信頼に値するそして達成できる職務権限を与えることを決定する。

平和維持活動が、適当な場合には且つその職務権限の範囲内で、信頼に値する抑止能力を有する決定的な重要性を認識する。

地域的および準地域的機関並びに取極を含む予想される和平協定の当事者に対し、平和維持活動が、明確な政治的目標に対する必要性を含む最低条件を満たすための何らかの規定、確定した任務と予定の実行可能性および国際法の規則と原則、とりわけ国際人道法、人権法並びに難民法の遵守の必要性を念頭において、交渉の早期の段階から国際連合と十分に調整し且つ協力することを促す。

これに関連して、事務総長に対し、国際連合平和維持要員の展開をもたらすような和平交渉に国際連合が適切に関与するために必要な措置を講じることを要請する。

事務総長に対し、そのような交渉における進展についての彼の分析、評価および勧告と共に、定期的に且つ十分に通報し続けること、および国際連合平和維持活動のための最低条件を満たしているかどうかに関する、あらゆるそのような和平合意の結論について安保理に報告することを更に要請する。

事務局に対し、関連問題に関する包括的な政治的説明を安保理に提供し続けることを要請する。

平和維持活動の設立前もまた実施段階においても、軍事顧問、軍司令官または未就任軍司令官によるものを含む、事務局からの定期的な軍事的説明を要請し、また、適切な場合には、命令系統、部隊構成、部隊の統一と結合、訓練および装備、リスクアセスメントと交戦規則のような主要な軍事的要因に関する当該説明報告書を要請する。

著しい文民警察部門のある平和維持活動の設立前もまた実施段階においても、同様の傾向で事務局からの定期的な文民警察の説明を要請する。

事務局に対し、国際連合平和維持活動が行われている国についての定期的、包括的な人道的説明を安保理に提供することを要請する。

事務総長に対し、平和維持活動の立案および準備の間に、迅速な展開を促進するために彼の裁量であるあらゆる可能な措置を講じることを奨励し、また、適当と認められる場合には、ミッションの迅速な展開を準備するために必要な行政的措置を講じることを彼に要請する具体的な立案職務権限で事務総長を支援することに同意する。

平和維持活動を設立若しくは拡大する時に、十分な数の適切に訓練されまた装備を持った部隊とその他の重要なミッション支援要素を提供するという確実な約束の受領に基づき、事務総長が職務権限の履行段階に進むことを正式に要請することを約束する。

事務総長に対し、平和維持活動の設立のかなり前に、可能性のある部隊提供国と協議を始めることを奨励し、また彼に対し、新職務権限の考慮中の協議に関して報告することを要請する。

平和維持活動のための要員および装備に関する約束のギャップの問題は、全加盟国による国際連合平和維持活動を支援する分担責任の引き受けを必要とすることを認識する。

加盟国に割り当てられた職務権限を果たすためにその平和維持要員の能力を確保するのに必要な且つ適切な措置を講じる加盟国の重要性を強調し、これに関連して、平和維持要員の訓練を含む国際協力の重要性を強調し、また加盟国に対し、展開のための準備における国内計画に HIV/AIDS 啓蒙訓練を取り入れることを招請する。

現場における状況の共通理解を促進するため、ミッションの職務権限とその履行の、部隊提供諸国、事務総長および安全保障理事会の中の、改善された協議制度の重要性を強調する。

これに関連して、とりわけ事務総長が、活動の実施段階の間に、新若しくは現行の平和維持活動のための可能性のある部隊提供諸国を特定した時に、平和維持活動の職務権限の変更若しくは更新または終了を審議している時に、若しくは現場における状況の急速な悪化が国際連合平和維持要員の安全を脅かす時に、部隊提供諸国の要請を含む同諸国との私的会合の開催を通して、また安全保障理事会仮手続規則を害することなしに、現在の協議制度を著しく強化することに合意する。

## II

平和維持活動の委任された任務が、成功の見通し、文民保護の潜在的必要性およびある当事者が暴力を通じて平和を損なうことを模索できるという可能性のような要因を含む、現場での状況にふさわしいことを確保することを約束する。

国際連合平和維持活動のための交戦規則は、活動の法的基礎および関連する安保理決議に十分に適合し、また全てのミッションの構成要素および要員、軍人若しくは文民を保護するために武力が使われることができる状況を明確に定めているべきことおよび交戦規則がミッションの職務権限の達成を支援すべきことを強調する。

事務総長に対し、国際連合加盟国、とりわけ部隊提供諸国との十分な協議の後に、国際連合平和維持活動の軍事部門のための包括的活動教義を準備し、またそれを安全保障理事会と総会に提出することを要請する。

## III

事務総長と安全保障理事会双方への諮問能力を改善する目的で、事務局の情報収集および分析能力を改善する必要性を強調し、また、これに関連して、平和および安全保障情報および戦略分析事務局に関する実行委員会の設置のための計画に関する事務総長履行報告書（S/2000/1081）において事務総長により提供された説明を歓迎する。

## IV

安全保障理事会による職務権限を設立する決議の採択に基づき反応し迅速に平和維持活動を展開することができる国際連合の重要性を強調し、また、迅速な展開は、多くの分野で改善を必要とする包括的概念であることに留意する。

全ての関連当事者に対し、職務権限を設立する安全保障理事会決議の採択から伝統的な平和維持活動は 30 日以内に、複合的な活動は 90 日以内に展開する国際連合平和維持活動の展開のための予定をかな

える目標に向けて活動することを求める。

必要とする人的、物的、財政的および情報資産を現場のミッションに提供する現行の制度の能力を評価するための基礎として、これらの予定を使用する事務総長の意図を歓迎する。

統合されたミッションタスクフォースを創設する国際連合平和活動に関するパネルの提案を歓迎し、事務総長に対し、国際連合立案および支援能力を改善するこの若しくは他のあらゆる関連能力を追求することを促す。

戦略的指針と職務権限の履行に対する課題を予想し克服するための計画で平和維持活動の指導的役割を提供する事務局の必要性を強調し、そのような指針はミッションの指導部と協力しつつ案出されるべきことを強調する。

国際連合待機取極制度を通してを含む、軍人、文民警察官およびその他の要員を迅速に展開する国際連合の能力を改善することに関する国際連合平和活動に関するパネルの提案を歓迎し、事務総長に対し、この重要な目的を達成する最善の方法に関して現在のおよび可能性のある部隊提供諸国と協議することを促す。

国際連合平和維持活動能力を高める方法の一つとして軍事参謀委員会を使用する可能性を考慮することを約束する。

## V

暴力的紛争の最大の抑止物は、持続可能な開発の促進と強力な法の支配および市民的、政治的、経済的、社会的並びに文化的な全ての人権を厳守することを含む、市民に関する制度に基づく民主社会を通してを含む、紛争の根本的原因に対処することであることを強調する。

貧困の削減と幅広い基礎に基づく経済成長の達成に向けたあらゆる措置は、紛争の防止に向けた措置であるという事務総長に賛成する。

武力紛争の防止における事務総長の重要な役割を強調し、2001年5月までに加盟国に対して提出されることになっているこの問題に関する彼の報告書に期待する。

紛争または国際的緊張をもたらすか若しくは紛争を引き起こすかもしれない事態が、国際の平和および安全の維持を危くする虞があるかどうかを決定し、また適切な場合には、安保理による行動を勧告するため、主催国の同意を得て、安保理使節団の使用を考慮する安保理の継続的意思を表明する。

武力紛争の防止に関する2000年7月20日の安保理議長声明（PRST/2000/25）および1999年11月30日の安保理議長声明（S/1999/34）を想起し、また、この文脈で、緊張がより頻繁におこる地区に現地調査ミッションを送る事務総長の意図を歓迎する。

武力紛争下の文民の保護に関する 2000 年 4 月 19 日の決議 1296 (2000) を想起し、またこの文脈で、事務総長のフォローアップ報告書の受領を期待する。

紛争の予防および解決並びに紛争後の平和構築における女性の重要な役割を再確認し、平和維持活動にジェンダーの視点を主流化する緊急の必要性を完全に支持する。

2000 年 10 月 31 日の安保理決議 1325 (2000) の完全な履行を求める。

## VI

平和および安全に関する実行委員会に、平和構築戦略を策定し、それを支持する計画を実施する国際連合の能力の強化に関する計画を案出することを指示した事務総長の決定を歓迎し、また事務総長に対し、この計画に基づく勧告を安全保障理事会と総会に提出することを要請する。

貧困を削減し経済成長を促進するより強力な措置が、平和構築の成功のために重要であることを認識する。

これに関連して、武装解除、動員解除および再統合計画のより効果的な調整の必要性を強調し、また、これらの計画に対する適切なまた時宜を得た資金提供が、和平プロセスの成功にとって決定的であることを再確認する。

活動の将来の概念が提示された時、国際連合システムが、地方の法の支配および人権制度、現行の文民警察官を参考として、人権、ジェンダーおよび司法の専門知識を強化することに役立つことができることをより明確に詳しく説明する事務総長の意図を歓迎する。

## VII

簡単な、共通の一連の暫定刑事手続規則を立案するために実行可能且つ有益であろう分野のニーズ評価を実施する事務総長の意図を歓迎する。